

報告第8号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和元年12月5日提出

天理市長 並 河 健

専決第5号

専 決 処 分 書

令和元年7月25日及び8月19日の短時間の記録的集中豪雨により、天理駅前広場の地下に埋設している雨水排水路の容量が一時的に超過し、布留川北北流への排水ができなくなったことなどを起因として、天理駅前広場の施設へ雨水の流入等があったため、同施設に賃貸で入居している事業者が営業を停止したことなどに関し、相手方との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和元年11月15日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 311,892円